

北本市議会 議会報告会（第 45 回） 次第

令和 7年 7月 26日（土）
午前 9時 30 分から 西部公民館
【司会進行】 広報広聴副委員長

- 1 開会 広報広聴委員長
- 2 あいさつ 議長
- 3 各議員による自己紹介
- 4 議会報告会の進め方について
- 5 【第 1 部】 臨時会・定例会の報告
 - (1) 令和 7年第 2回臨時会・令和 7年第 2回定例会の報告
 - ア 臨時会、先議・追加議案及び議案 38 号等の審議概要 議会運営正副委員長
 - イ 委員会付託議案の審議概要
 - ▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長
 - ▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長
 - ▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長
 - ウ 議員提出議案等の審議概要 議会運営正副委員長
 - (2) 質疑応答
- 6 【第 2 部】 意見交換会
- 7 閉会

令和7年第2回臨時会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
35	専決処分の承認を求めることについて（北本市税条例の一部改正について） （総務部税務課）	1 趣旨 地方税法等の一部改正に伴い北本市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの 2 内容 (1) 軽自動車税種別割の税率区分の見直し（第82条） (2) 特定マンションに対する固定資産税の減額措置に係る申告手続の見直し（附則第10条の3） (3) 規定の整備（第36条の2ほか） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1条） 令和7年4月1日 (2) 経過措置（附則第2条ほか）
36	専決処分の承認を求めることについて（北本市国民健康保険税条例の一部改正について） （こども健康部保険年金課）	1 趣旨 地方税法施行令の一部改正に伴い北本市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの 2 内容 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し（第22条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和7年4月1日

令和7年第2回臨時会

		(2) 経過措置（附則第2項）
37	監査委員の選任について （政策推進部市長公室）	議員のうちから選任する監査委員に櫻井卓氏を選任するため議会の同意を求めるもの

令和7年第2回臨時会

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
2	専決処分の報告について（北本市都市計画税条例の一部改正について） （総務部税務課）	1 概要 地方税法等の一部改正に伴い当然に必要とされる規定の整備について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの 2 専決処分の日 令和7年3月31日
3	専決処分の報告について（和解をし、損害賠償の額を定めることについて） （こども健康部健康づくり課）	1 概要 令和7年2月20日（木）午前10時頃、北本市中丸1丁目31番地において、市公用車を駐車しようとしたところ、相手方宅雨樋と接触し、当該雨樋を損傷させた事故に関し、和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの 2 損害賠償の額 59,400円 3 専決処分の日 令和7年3月27日
4	専決処分の報告について（和解をし、損害賠償の額を定めることについて） （都市整備部都市計画課）	1 概要 令和7年4月4日（金）午後3時59分頃、北本市大字下石戸下513番地40において、市公用車を駐車しようとしたところ、相手方宅フェンスと接触し、当該フェンスを損傷させた事故に関し、和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の

令和7年第2回臨時会

		<p>規定により専決処分したので、 同条第2項の規定により報告するもの</p> <p>2 損害賠償の額 335,500円</p> <p>3 専決処分の日 令和7年4月24日</p>
--	--	--

令和7年第2回定例会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
38	第六次北本市総合振興計画 基本構想について (政策推進部政策推進課)	総合的かつ計画的に市政を運営するため、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする基本構想の策定について、北本市議会基本条例第17条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもの
39	北本市税条例の一部改正について (総務部税務課)	<p>1 趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の特定親族特別控除創設に伴う控除の追加等をするとともに、規定の整備をするもの</p> <p>2 内容 (1) 個人市民税の所得から控除すべき額に特定親族特別控除額を追加(第34条の2ほか) (2) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の追加(附則第16条の2の2) (3) 公示送達制度の見直し(第18条・第18条の3)</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日(附則第1条) 令和8年1月1日ほか (2) 経過措置(附則第2条・附則第3条)</p>
40	北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について (都市整備部久保土地区画整理事務所)	<p>1 趣旨 北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業の事業計画の第4回変更に伴い、施行地区に含まれる地域の名称を変更するとともに、規定の整備をするもの</p> <p>2 内容 (1) 施行地区に含まれる地域の名称の変更(第3条) (2) 規定の整備(第1条)</p>

令和7年第2回定例会

		<p>3 施行期日 北本都市計画事業久保特定土地 区画整理事業の事業計画の第4回 変更の公告の日ほか</p>
4 1	市道の路線の認定について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨 開発行為により設置された公共 施設の用に供する土地が都市計画 法第40条第2項の規定に基づき 市に帰属したことに伴い、路線を 認定するもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 市道6443号線 L = 164.06m W = 5.00m</p> <p>(2) 市道6444号線 L = 48.08m W = 5.00m</p>
4 2	教育委員会委員の任命につ いて (政策推進部市長公室)	現委員の久保田篤正氏の任期満了 に伴い、新たに高橋和美氏を任命す るため議会の同意を求めるもの
4 3	監査委員の選任について (政策推進部市長公室)	現委員の山田順司氏の任期満了に 伴い、引き続き同氏を選任するため 議会の同意を求めるもの
4 4	人権擁護委員候補者の推薦 について (総務部人権推進課)	現委員の高橋淑子氏の任期満了に 伴い、引き続き同氏を推薦するため 議会の意見を求めるもの
4 5	人権擁護委員候補者の推薦 について (総務部人権推進課)	現委員の岩淵正子氏の任期満了に 伴い、新たに西山宏氏を推薦するた め議会の意見を求めるもの
4 6	令和7年度北本市一般会計 補正予算(第3号) (各部課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 280億1,160万7千円</p> <p>(2) 補正後の額 284億2,480万9千円 歳入歳出それぞれ4億1,32 0万2千円を追加</p> <p>2 内容 歳出については、新たな事務事</p>

令和7年第2回定例会

		業費等の計上に伴う所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
47	令和7年度北本市介護保険特別会計補正予算（第1号） （福祉部高齢介護課）	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 63億3,950万円</p> <p>(2) 補正後の額 63億4,058万9千円 歳入歳出それぞれ108万9千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、介護保険料等の所得基準の改正に伴うシステム改修に要する経費を計上し、歳入については、国庫支出金の所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>

令和7年第2回定例会

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
5	専決処分の報告について (北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部改正について) (福祉部障がい福祉課)	<p>1 概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い当然に必要なとされる規定の整備について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの</p> <p>2 専決処分の日 令和7年5月22日</p>
6	令和6年度北本市一般会計予算繰越明許費の繰越計算書の報告について (福祉部共生福祉課、こども健康部健康づくり課、教育部教育総務課)	令和6年度北本市一般会計補正予算の物価高騰対策給付金給付事業等に係る繰越明許費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの
7	令和6年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費の繰越計算書の報告について (都市整備部久保土地区画整理事務所)	令和6年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算の久保特定土地区画整理事業に係る繰越明許費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの

令和7年第2回定例会

追加議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
48	特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について (選挙管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 国会議員の選挙等の執行経費の 基準に関する法律の一部改正を踏 まえ、選挙長等に係る報酬額を引 き上げるもの 2 内容 選挙長等に係る報酬額の引上げ (別表) 3 施行期日 公布の日
49	工事請負契約の締結について (都市整備部建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の目的 北本駅東口駅前広場シェルター 整備工事 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の金額 280,720,000円 4 契約の相手方 北本市北本4丁目273番地 株式会社川村建設工業 代表取締役 川村 和久
50	令和7年度北本市一般会計 補正予算(第4号) (市民経済部環境課、選挙 管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補正前の額 280億1,160万7千円 (2) 補正後の額 280億5,780万2千円 歳入歳出それぞれ4,619万 5千円を追加 2 内容 歳出については、参議院議員通 常選挙に要する経費を増額すると ともに、水道料金軽減支援事業に 要する経費を計上し、歳入につい ては、国庫支出金等の所要額の補 正を行うとともに、財政調整基金

令和7年第2回定例会

		繰入金を増額し、補正予算収支の 均衡を図った。
--	--	----------------------------

令和7年第2回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	令和7年5月26日
件 名	国に対し「インボイス制度を廃止することを求める意見書」の提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	湯 沢 美 恵、毛 呂 一 夫、中 村 洋 子

【請願趣旨】

原油価格、原材料の高騰と急激な円安による物価高騰が国民生活に大きな打撃を与えています。値上げは、食品をはじめ、外食、日用品、家電、公共料金などあらゆるものに及び、また、労働者の実質賃金は減り続け、物価だけが上がるという最悪の状況です。

経済対策として世界では多くの国や地域が付加価値税（消費税）の税率を引き下げており、日本も消費税の見直しに踏み出すべきです。

消費税のインボイス制度が、小規模事業主、フリーランス、俳優・声優、アニメーターなど幅広い人たちから導入反対の声が上がるなか、令和5年10月1日開始されました。

この間、インボイス未登録事業者への取引停止や値引き、消費税分の代金不払いも発生しています。こうした行為は独占禁止法等の違反となり許されませんが、元請に対して弱い立場にある下請け事業者は声を上げられず我慢するという現状もあります。景気が戻らない中、過大な事務負担や納税を迫られ、廃業を考えているという事業者も出てきています。

インボイスを「事業者に過度な負担を与える制度」として、埼玉県12月議会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書」が、佐賀県3月議会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書」がそれぞれ可決されています。県内市町村の3月議会においても、12の自治体で採択され、9の自治体から国に意見書が提出されています。

小規模事業者の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良であると言わざるを得ません。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与えるインボイス制度を廃止することを強く求めます

よって、地方自治法第99条の規定に基づき「インボイス制度廃止」の意

見書を国に対して提出することを求めます。

【請願事項】

インボイス制度を廃止することを求める意見書を国に提出してください。

議提第 5 号

インボイス制度の廃止を求める意見書

会議規則第 14 条の規定により、インボイス制度の廃止を求める意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 27 日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 保 角 美 代 様

インボイス制度の廃止を求める意見書

一昨年 10 月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、適格請求書（インボイス）発行事業者ではない事業者との取引については、仕入税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行事業者となって、適格請求書発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが起きている。また、インボイス発行事業者になると課税事業者となり、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に令和 8 年 9 月までは納税額を 2 割軽減するなどの経過措置や、税務署での相談体制の構築など事業者支援措置が講じられているが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっていて、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

また、エネルギー価格や原材料費等の物価高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣